

農山漁村地域の再生可能エネルギーの 目標設定について



令和4年4月25日
農林水産省

農林水産省
大臣官房 環境バイオマス政策課

見直しの方針

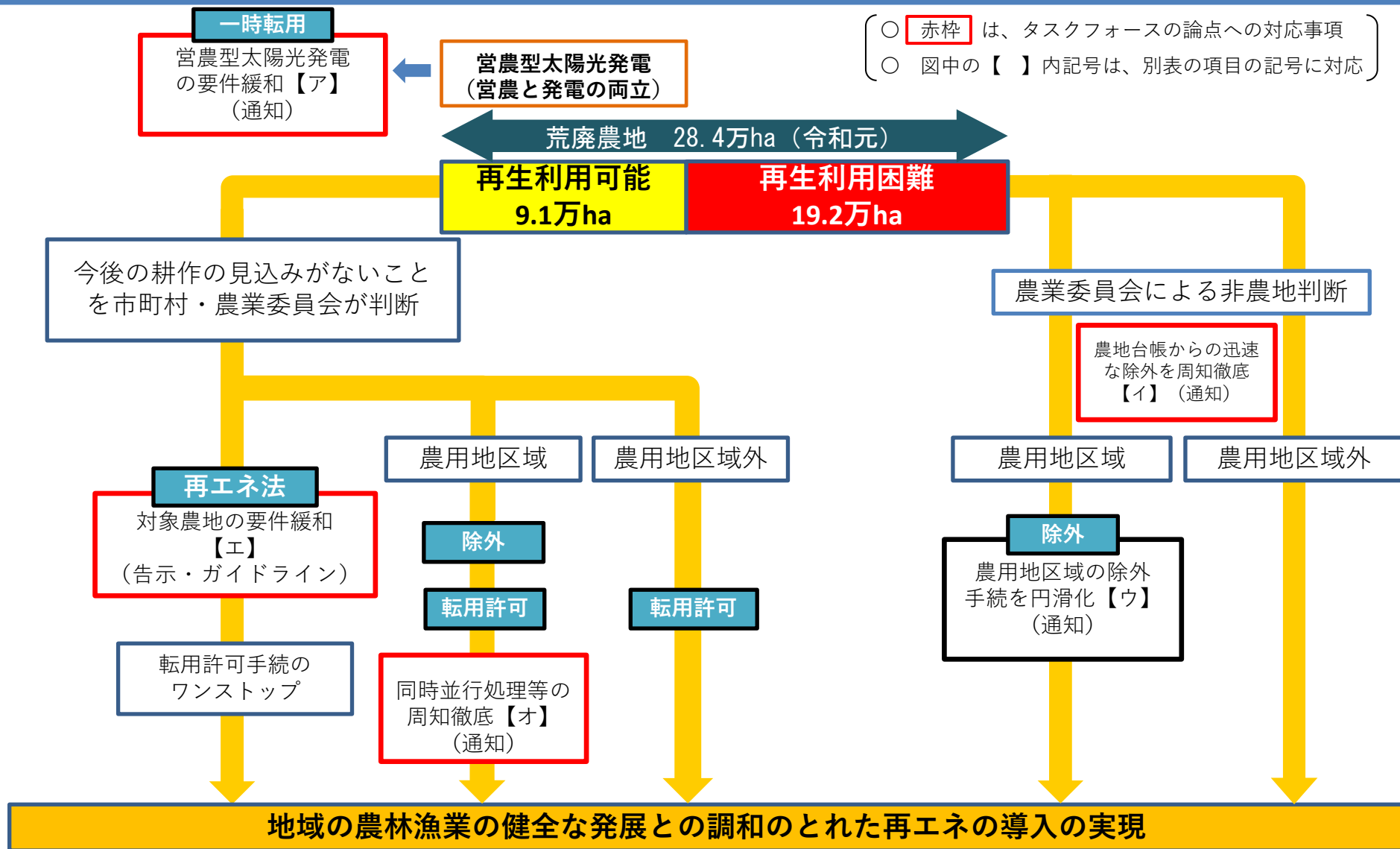
2050年カーボンニュートラルに向けて、農山漁村地域において再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるスタンスに立ち、優良農地を確保しつつ、**荒廃農地に再生可能エネルギー設備を設置しやすくするために農地転用規制等を見直す。**

具体的な見直しの内容

- ① 営農型太陽光発電について、
 - ア 荒廃農地を再生利用する場合は、おおむね8割以上の単収を確保する要件は課さず、農地が適正かつ効率的に利用されているか否かによって判断。(通知)
 - イ 一時転用期間(10年以内)が満了する際、営農に支障が生じていない限り、再許可による期間更新がなされる仕組みであることを周知。
- ② 再生困難な荒廃農地について、非農地判断の迅速化や農用地区域からの除外の円滑化について助言。(通知)
- ③ 農用地区域からの除外手続、転用許可手続が円滑に行われるよう、同時並行処理等の周知徹底。(通知)
- ④ 農山漁村再エネ法による農地転用の特例の対象となる荒廃農地について、3条件のうち、生産条件が不利、相当期間不耕作の2要件を廃止し、耕作者を確保することができず、耕作の見込みがないことのみで対象となるよう緩和。(告示・通知)
- ⑤ 2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標については、エネルギー基本計画の策定を待って検討。

※①、③については令和3年3月、②は同年4月、④は同年7月措置済

荒廃農地を活用した再エネの導入促進のための規制の見直しについて（概要）



○ **赤枠** は、タスクフォースの論点への対応事項
 ○ 図中の【 】内記号は、別表の項目の記号に対応

注：上記のほか、営農型太陽光発電設備について、再許可による期間更新がなされる仕組みであることを周知

再エネの導入に係る農地転用規制の課題と対応状況（概要）



	項目	課題	対応状況
ア	営農型太陽光発電 （一時転用の基準）	荒廃農地を活用する場合、許可基準である単収の8割以上の確保が困難	荒廃農地を再生する取組については、単収8割確保の要件は求めないこととし、発電設備の下部の農地が適正かつ効率的に利用されているか否かによって判断（通知）【令和3年3月措置済み】
		一時転用期間が10年以内であるため、金融機関からの資金調達が困難	発電設備の下部の農地の営農等に支障が生じていない限り、再許可による期間更新がなされる仕組みである旨を周知（通知）【令和3年3月措置済み】
イ	再生利用困難な荒廃農地の非農地判断	再生利用困難な荒廃農地については、農業委員会における非農地判断が迅速に行われていないため、自動的に非農地とすべき	農業委員会が利用状況調査において再生利用困難な荒廃農地（非農地）と判断した場合にはその旨を所有者、市町村、法務局等の関係機関に対して通知し、通知を受けた市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行うよう通知を发出【令和3年4月措置済み】
ウ	農用地区域内の非農地の活用	非農地判断されても、農用地区域内である限り、引き続き、用途・開発に制限があり活用できない	非農地を農用地区域から除外する場合のガイドラインを明確化し、除外手続を円滑化（通知）【令和3年3月措置済み】
エ	再生利用可能な荒廃農地の活用	再エネ法の対象となる「再生利用可能な荒廃農地」の条件が厳しく、活用が進まない【条件：①生産条件が不利、②相当期間不耕作、③耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みなし】	再生可能な荒廃農地でも「耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みがない」ことのみで対象にできるように要件緩和（再エネ法の告示・ガイドライン）⇒モラルハザード防止の措置を併せて検討【令和3年7月措置済み】
オ	事前調整手続	事前調整についても標準処理期間を設ける等手続を迅速化すべき	関係機関の連携による複数手続の同時並行処理の徹底等について周知（通知）【令和3年3月措置済み】

目標設定に向けた検討状況と課題



① 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

・再エネ法は農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度。

・再生可能エネルギーの設備の設置について、地域におけるトラブルが増加しており、再エネ施設は地域との共生なしには新たな立地は困難となっている。このため再エネ法に基づく市町村の基本計画の下、協議会を設置し、話し合いを行う仕組みを推進。

② 営農型太陽光発電

・営農型太陽光発電は農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電を設置するもの。作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる取組手法であり、取組件数も増加。

・ただし地域における栽培作物、栽培方法、太陽光発電設備下部で効率的に利用可能な機械、太陽光発電設備の遮光率や強度等の知見が不足しており、下部農地において営農の適正な継続の確保するにあたり、支障が生じることがある。

・更なる普及に向け、農林水産省では、発電設備下における地域ごとの最適な栽培体系の検討を行うほか、営農型太陽光発電取組支援ガイドブックを作成し、取組事例や必要な手続、支援体制を紹介するとともに、営農型太陽光発電の事業化を目指す農業者に対する相談対応を行うこと等を通じて営農型太陽光発電の導入を推進しているところ。

③ バイオマス資源の利用

・マテリアルとしての直接利用、あるいは処理加工を行いマテリアルの原料とする他、マテリアルとしての利用に加え、バイオマスの直接燃焼、あるいは発酵させてメタンガスを収集し燃焼させることによるバイオガス発電等としてのエネルギーの利用の2種類があげられるが、技術開発の状況、社会情勢の変化により、その利用方法の優先度が大きく変わりえると認識。また、バイオマスの特性上、利用方法を分けることは難しいと考える。

・バイオマスは限られた資源であることから、未利用資源の活用を推進するとともに、その利用に当たり、バイオマスのマテリアル利用を重点的に実施し、その後エネルギーに使うカスケード利用を推進することが重要と考えられる。

クリーンエネルギー戦略（食料・農林水産業）の検討



グリーンエネルギー戦略は、送配電インフラ、蓄電池、再エネ始め水素、アンモニアなど非炭素電源、安定、低廉かつクリーンなエネルギー供給の在り方、需要側の産業構造転換や労働力の円滑な移動、地域における脱炭素化、ライフスタイルの転換、資金調達の在り方、カーボンプライシングなど多くの論点に方向性を見いだした戦略。

1 基本的な考え方

食料・農林水産業分野については、「みどりの食料システム戦略」に基づく取組を通じて、調達から生産、加工・流通、消費までの変革を推進。

これにより、持続可能な生産と消費を通じた新たな市場を国内外に創出し、成長と分配の好循環を実現するとともに、日本発の新たな国際協調につなげる。

2 グリーンエネルギー戦略（食料・農林水産業）の検討の概要

（1）経済・社会の変革の観点から、4つの分野について、2050年に向けた道筋、2030年の中間目標（KPI）を示すとともに、当面の取組を工程表に取りまとめ、イノベーションの創出、国民の行動変容を含めて計画的に推進。

（4つの分野：①農林水産業等からのCO₂排出削減
②水田・家畜からのメタン・N₂O排出削減
③農林水産省におけるCO₂吸収・固定
④持続可能な消費の拡大、アジアモンスーン地域等に適した日本発の取組の国際的な展開

（2）当面の取組として、予算・税制・金融措置や「みどりの食料システム法案」により、温室効果ガスの排出削減や吸収・固定の取組を強力に支援するとともに、意欲的に取り組む地域の関係者を後押しし、先進的なモデル地域を育成。

（3）中長期的なイノベーション創出に向けて、ムーンショット型研究開発推進事業、グリーンイノベーション基金の活用を検討の他、アジアモンスーン地域等との国際共同研究により、CO₂・N₂Oやメタンの排出削減につながる研究開発を強力に推進。

農山漁村地域の再生可能エネルギーの目標設定

令和3年5月、農林水産省が最優先施策として取り組んでいる上位の計画である「みどりの食料システム戦略」へ「農山漁村における再生可能エネルギーの導入」を位置づけたところ。

令和3年12月に「2030年までに目指す姿と取組方向」へ、「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す」として目標を設定。

このみどりの食料システム戦略の2030年に向けた目標を、「農山漁村における再生可能エネルギーの導入目標」とする。

これをうけて

現在策定中のグリーンエネルギー戦略を踏まえ、「農林漁業の健全な発展と調査のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成26年法律第81号）に基づく「農林漁業の健全な発展と調査のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」に掲げる目標を令和5年度に改定する。

（参考：現行の目標）

「再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区について増加傾向を維持し、2023年度において、当該取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模を600億円にする」(2019-2023)